

横手市農業委員会

令和3年度 第13回

農業委員会総会議事録

令和4年3月15日

令和3年度 第13回横手市農業委員会総会議事録

令和4年3月15日午前10時00分より下記案件審議につき、横手市農業委員会総会を横手市浅舞公民館に招集する。

記

1. 議事録署名委員の指名について
2. 議案第68号 農地法第3条の規定による許可申請について
3. 議案第69号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について
4. 議案第70号 農地法第5条の規定による許可申請について
5. 議案第71号 農用地利用集積計画審議について
6. 議案第72号 贈与税・不動産取得税の徴収猶予に関する適格者証明願いに対する意見決定について
7. 報告第13号 農地の転用事実に関する調査結果について

当日の出席委員

| 議席No. | 委員氏名 | 出欠 | 議席No. | 委員氏名 | 出欠 |
|-------|--------|----|-------|---------|----|
| 1 | 平良木 保 | 出 | 13 | 高瀬 俊作 | 出 |
| 2 | 木村 由美子 | 出 | 14 | 伊藤 亨 | 出 |
| 3 | 菅原 一太郎 | 出 | 15 | 高橋 尚也 | 出 |
| 4 | 佐藤 仁 | 出 | 16 | 佐藤 省美 | 出 |
| 5 | 堀江 一彦 | 出 | 17 | 佐々木 由紀子 | 出 |
| 6 | 佐藤 勇 | 出 | 18 | 吉田 豊 | 出 |
| 7 | 遠藤 タミ子 | 出 | 19 | 高橋 康弘 | 出 |
| 8 | 丹波 賢太郎 | 出 | 20 | 高橋 正也 | 出 |
| 9 | 小笠原 夏子 | 出 | 21 | 佐藤 真志子 | 出 |
| 10 | | | 22 | 千葉 肇 | 出 |
| 11 | 近江 清廣 | 出 | 23 | 齊藤 龍平 | 出 |
| 12 | 佐々木 秀一 | 出 | 24 | 飯野 正和 | 出 |

当日の欠席委員

農業委員会事務局職員

| | | | | | |
|----------|-------------|---|---|---|----|
| 農業委員会事務局 | 事務局長 | | | | |
| | 事務局長代理兼総務係長 | | | | |
| | 農地振興係長 | 佐 | 藤 | 正 | 人 |
| | 総務係副主査 | 鈴 | 木 | 郁 | 哉 |
| | 農地振興係主査 | 片 | 野 | 松 | 浩 |
| | 農地振興係副主査 | 佐 | 藤 | 夏 | 美 |
| 増田地域局 | 農委事務局主席主査 | 堀 | 田 | 徳 | 郎 |
| 平鹿地域局 | 農委事務局主査 | 佐 | 藤 | 雅 | 彦 |
| 雄物川地域局 | 農委事務局主査 | 齊 | 藤 | 勇 | 人 |
| 大森地域局 | 農委事務局主査 | 柴 | 田 | 正 | 之 |
| 十文字地域局 | 農委事務局主査 | 高 | 橋 | 美 | 紀子 |
| 山内地域局 | 農委事務局主査 | 藤 | 田 | | 潤 |
| 大雄地域局 | 農委事務局主査 | 照 | 井 | 理 | 香 |

議長

本日の出席者数は23名であります。

横手市農業委員会総会会議規則第11条に規定する定足数に達しておりますので、ただ今から第13回横手市農業委員会総会を開会いたします。

日程1、「議事録署名委員の指名について」本件につきましては、横手市農業委員会総会会議規則第22条第2項により、当職より指名することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長

ご異議がないようですので、当職より

23番 齊藤 龍平 委員

3番 菅原 一太郎 委員

の両名を指名いたします。

日程2、議案第68号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、ご説明いたします。議案書2ページをご覧ください。申請案件は26件です。

「1番から6番」は横手地域局管内から、「1番」は買受による規模拡大です。「2番から4番」は新規就農に伴う権利設定です。「2番」は親子間の使用貸借による権利設定です。「3番」は親族間の使用貸借による権利設定です。「4番」は賃借権の設定です。なお、申請地は未相続地ではありますが、相続人全員から同意を得ていることを確認しています。「5番」は買受による規模拡大です。「6番」は養護老人ホーム建設に伴う代替地としての贈与です。申請理由としましては、この後、ご審議いただきます議案第70号農地法第5条許可申請の番号2に関連するものとなっております。老人ホーム建設のため農地を譲り渡すことに伴い、代替地として隣接地である本申請地の贈与を受けるものです。

3ページから5ページに跨ります。

「7番から16番」は平鹿地域局管内から、「7番」は買受による規模拡大です。「8番、9番」は自作地相互の交換です。「10番から12番」は借入地の買受です。「13番、14番」は自作地相互の交換です。「15番」は買受による規模拡大です。「16番」は申請人である秋田県農業公社と譲受人が、農地中間管理機構が行う農地売買支援事業(分割払い型)の割賦売買契約を締結し、平成24年2月総会において、農地法第3条により使用貸借権を設定しておりました。割賦金の支払いが令和3年11月で完済となりましたので、所有権を移転するものです。

6ページをご覧ください。

「17番から19番」は雄物川地域局管内から、「17番」は後継者への一括贈与です。「18番」は使用貸借による権利設定に伴う後継者への経営移譲です。「19番」は後継者への一括贈与です。

事務局

7 ページに跨ります。

「20 番、21 番」は大森地域局管内から、「20 番、21 番」は「16 番」の案件同様に農地売買支援事業(分割払い型)の割賦金の支払いが、令和 3 年 11 月で完済となりましたので、所有権を移転するものです。

「22 番から 24 番」は十文字地域局管内から、「22 番」は買受による規模拡大です。「23 番、24 番」は借入地の買受です。

8 ページをご覧ください。

「25 番、26 番」は大雄地域局管内から、「25 番」は買受による規模拡大です。「26 番」は新規就農に伴う親子間の使用貸借による権利設定です。

なお、新規就農者による申請については、いずれも青年等就農計画の認定を受けており、労働力や技術面において今後の営農に支障がないものと判断しています。

以上、配布しております別紙資料「農地法第 3 条調査書」の受付番号 149 番から 174 番に記載されているとおり、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。これより現地調査をされました委員の皆様から、補足等ありましたらご説明をお願いします。

(特になし)

議長

特にないようですので、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りします。「議案第 68 号」について、許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、「議案第 68 号」については、許可することに決定いたします。

日程 3、議案第 69 号「農地転用許可後の事業計画変更承認申請について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

それではご説明いたします。議案書の 10 ページをお開きください。

申請地は、横手市役所条里北庁舎から北に約 490m に位置しておりますが、平成 2 年 9 月 3 日付けで一般住宅の建築を目的に農地法第 5 条の許可を受けている土地でありまして、議案第 70 号の番号 1 の農地法第 5 条許可申請地と一体として特定建築条件付売買予定地 (10 区画) として

事務局

利用しようとするものです。

申請地は、農地法第 5 条許可を受けた後、旧土地所有者である亡き父から贈与を受け、土地造成については完了しましたが、直後に亡き父の病状が悪化し、治療費が必要となり、やむなく事業資金を充てざるを得なくなったことにより事業が中止となったものであります。

その後、長年にわたり新たな事業計画もなく更地として管理されてきた土地であり、事業承継者を探していたところでありましたが、このたび隣接地と一体的に特定建築条件付売買予定地とする計画があり、当初の事業計画を変更しようとするものであります。

現地調査は、3 月 1 日、佐藤省美委員と事務局で実施しております。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。これより現地調査をされました委員の方から、補足等ありましたらご説明をお願いします。

(特になし)

議長

特にないようですので、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りいたします。「議案第 69 号」について、承認することに賛成の方は挙手願ひます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、「議案第 69 号」については、承認することに決定いたします。

日程 4、議案第 70 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

それではご説明いたします。議案書 14 ページをお開き下さい。

「1 番」は横手地域局管内からのものです。農地区分についてですが、申請地は、市役所の周囲おおむね 500m 以内の区域にある農地のため、第 2 種農地と判断します。

事業概要ですが、譲受人は建設業及び不動産業等を営む株式会社ですが、住宅需要の高い申請地について、特定建築条件付売買予定地（10 区画）を整備しようとするものです。

土地概要ですが、申請地は、横手市役所条里北庁舎から北に約 500m に位置しており、地目は現況・登記とも田となっています。隣接地の状況は、北側・西側・南側は農地、東側は宅地となっています。

資金計画は、全額自己資金で対応するとのことで、残高証明書により

確認しております。

排水計画は、汚水・生活雑排水は発生せず、雨水排水は自然流下させる計画です。

被害防除は、盛土・造成を行います。擁壁を設置することにより、周辺に影響が無いよう配慮することです。

意見書は、秋田県南旭川水系土地改良区より差し支えない旨の意見書が出されています。

他法令について、都市計画法に基づく開発行為について、横手市と協議がされております。また、農振除外については、現在縦覧期間中であり、今年 25 日付けで除外決定公告の予定となっております。

申請地は第 2 種農地ですが、この度の事業が横手市の都市計画の特定用途制限地域において認められている区域において実施する必要がある事業であり、申請地に代えて周辺の他の土地を提供することにより、当該事業目的を達成できるとは認められないことから立地基準を満たし、一般基準も満たしていることが書面等より確認できることから、許可相当に該当するものと考えます。

現地調査は、3 月 1 日、佐藤省美委員と事務局で実施しています。

「2 番」も横手地域局管内からのものです。農地区分については、申請地は、おおむね 10 h a 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地のため、第 1 種農地と判断します。

事業概要ですが、譲受人は申請地近くにおいて社会福祉事業を営む社会福祉法人ですが、既存の養護老人ホーム 2 か所の老朽化が著しく、新たに統合した形での施設の建設を計画しております。土地の選定にあたっては、事業本部から近いこと、事業目的に必要な面積があること、国道や県道に近接していることを条件とし、農地以外の土地や第 3 種農地を探しましたが、周辺に目的に適う土地がなく、申請地をやむなく選定したものです。

土地概要ですが、申請地は、市立横手北小学校から北西に約 2 k m に位置しており、地目は現況、登記とも田となっています。隣接地の状況は、北側は農地、西側と東側は水路を挟んで法定外公共用財産道路、南側は水路を挟んで県道となっています。

資金計画は、自己資金と借入金で対応することと、残高証明書と融資証明書により確認しております。

排水計画は、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理し、雨水排水は溜枘に収集後水路に放流する計画です。

被害防除は、盛土・造成を行います。擁壁を設置し、緩衝地を設けることにより、周辺に影響が無いよう配慮することです。

意見書は、秋田県南旭川水系土地改良区より差し支えない旨の意見書が出されています。

他法令については、都市計画法に基づく開発行為について、横手市と協議がされております。

なお、農振除外については、昨年 8 月 13 日付けで除外決定公告されております。

申請地は第 1 種農地ですが、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの

であることから、農地法施行規則第33条第4号の不許可の例外に該当し、立地基準を満たしており、一般基準も満たしていることが書面等より確認できることから、許可相当に該当するものと考えます。

現地調査は、3月1日佐藤省美委員と事務局で実施しています。

続きまして、16ページをお開き下さい。「3番」も横手地域局管内からのものです。農地区分についてですが、申請地は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地のため、第1種農地と判断します。

事業概要ですが、譲受人は申請地近くで土木建築業を営む有限会社ですが、既存の資材置場が手狭なことから、新たに重機・資材置場及び従業員駐車場を整備しようとするものです。

土地の選定にあたっては、既存の資材置場に近く、県道や市道に近接していることを条件とし、農地以外の土地や第3種農地を探しました。しかし、周辺に目的に適う土地がなく、申請地をやむなく選定したものです。

土地概要ですが、申請地は、黒川公民館から北西に約2.1kmに位置しており、地目は現況、登記とも田となっています。隣接地の状況は、北側は法定外公共用財産道路を挟んで譲受人所有の既存の資材置場、東側は水路を挟んで市道、南側は譲渡人所有の農地、西側は県道となっています。

資金計画は、全額自己資金で対応するとのことで、残高証明書により確認済みです。

排水計画は、汚水・生活雑排水は発生せず、雨水排水は自然流下させる計画です。

被害防除は、盛土・造成を行います。北側と東側は法面を安定勾配にし、西側は県道と同じ高さにし、南側農地は土地改良による田から畑に転換し、申請地と同じ高さにすることにより、周辺に影響が無いよう配慮するとのことです。

意見書は、秋田県南旭川水系土地改良区より差し支えない旨の意見書の意見書が出されております。

他法令については、県道からの進入路設置について、道路法第24条に基づき、県から承認を受けています。また、横手市うるおいのあるまちづくり推進要綱に基づく開発行為について、横手市と協議済みです。なお、農振除外については現在縦覧期間中であり、今月25日付けで除外決定公告予定となっています。

申請地は第1種農地ではありますが、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、農地法施行規則第33条第4号の不許可の例外に該当し立地基準を満たしており、一般基準も満たしていることが書面等より確認できることから、許可相当に該当するものと考えます。

現地調査は、3月1日、佐藤省美委員と事務局で実施しています。

「4番」は平鹿地域局管内からのものです。農地区分についてですが、申請地は、都市計画法に定める用途地域内にある農地のため、第3種農地と判断します。用途地域の種別としては第一種住居地域となっています。

事業概要ですが、譲受人は電気設備工事業を営む有限会社ですが、資材置場と雪捨場が不足しているため整備しようとするものです。

土地概要ですが、申請地は、横手市役所平鹿庁舎から西に約 850m に位置しており、地目は現況・登記とも田となっています。隣接地の状況は、北側・東側は農地、南側・西側は宅地となっています。

資金計画は、全額自己資金で対応するとのことで、残高証明書により確認しております。

排水計画は、汚水・生活雑排水は発生せず、雨水排水は自然流下させる計画です。

被害防除は、申請地は休耕田で周辺と同じ高さのため盛土・造成を行いませんが、緩衝地を設けることにより、周辺に影響が無いよう配慮するとのことです。

意見書は、秋田県雄物川筋土地改良区より同意する旨の意見書が出されています。

他法令について、特にありません。

申請地は第 3 種農地であることから立地基準を満たし、一般基準も満たしていることが書面等により確認できることから、許可相当に該当するものと考えます。

現地調査は、3 月 1 日、菅原一太郎委員と事務局で実施しています。

続きまして 18 ページをお開き下さい。「5 番」も平鹿地域局管内からのものです。農地区分についてですが、申請地は、おおむね 10 h a 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地のため、第 1 種農地と判断します。

事業概要ですが、譲受人は蕎麦屋の店舗経営を計画し、適地を探しています。

土地の選定にあたっては、自宅に近く、県道や市道に近接していることを条件とし、農地以外の土地や第 3 種農地を探しました。しかし、周辺に目的に適う土地がなく、申請地をやむなく選定したものです。

土地概要ですが、申請地は、市立平鹿中学校から南に約 200m に位置しており、地目は現況・登記とも畑となっています。隣接地の状況は、北側・西側は農地、東側は市の駐車場、南側は県道となっています。

資金計画は、全額自己資金で対応するとのことで、残高証明書により確認済みです。

排水計画は、汚水・生活雑排水は公共下水道に排水し、雨水排水は自然流下させる計画です。

被害防除は、盛土・造成を行いますが、法面を安定勾配にし、緩衝地を設け、周辺に影響が無いよう配慮するとのことです。

意見書は、土地改良区の管轄外となっています。

他法令については、蕎麦屋開業にあたって、横手保健所に相談を行っているとのことです。

申請地は第 1 種農地ではありますが、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであることから、農地法施行規則第 33 条第 4 号の不許可の例外に該当し立地基準を満たしており、一般基準も満たしていることが書面等より確認できることから、許可相当に該当するものと考えます。

現地調査は、3月1日、菅原一太郎委員と事務局で実施しています。

続きまして「6番」も平鹿地域局管内からのものです。農地区分についてですが、申請地は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地のため、第1種農地と判断します。

事業概要ですが、譲受人は長年十分な雪捨場が無く困っていましたが、この度自宅隣接地である申請地の所有者の厚意により譲り受けることが出来るようになったものです。

土地概要ですが、申請地は、平鹿野球場から東に約100mに位置しており、地目は現況、登記とも畑となっています。隣接地の状況は、北側・西側は農地、南側は宅地、東側は市道となっています。

資金計画は、全額自己資金で対応するとのことで、残高証明書により確認済みです。

排水計画は、汚水・生活雑排水は発生せず、雨水排水は自然流下させる計画です。

被害防除は、周辺と同じ高さのため盛土・造成を行いませんが、緩衝地を設け、周辺に影響が無いよう配慮するとのことです。

意見書は、土地改良区の管轄外となっています。

他法令については、特にありません。

申請地は第1種農地ではありますが、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものであることから、農地法施行規則第33条第4号の不許可の例外に該当し立地基準を満たしており、一般基準も満たしていることが書面等より確認できることから、許可相当に該当するものと考えます。

現地調査は、2月8日、菅原一太郎委員と事務局で実施しています。

続きまして20ページをお開き下さい。「7番」も平鹿地域局管内からのものです。農地区分についてですが、申請地は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地のため、第1種農地と判断します。

事業概要ですが、譲受人は現在実家に住んでいますが、この度結婚を機に住宅の建築を検討しています。土地の選定にあたっては、実家に近く、県道や市道に近接していることを条件とし、農地以外の土地や第3種農地を探しましたが、周辺に目的に適う土地が無かったため、やむなく選定したものです。

土地概要ですが、申請地は、市立吉田小学校から東に約1.1kmに位置しており、地目は現況、登記とも畑となっています。隣接地の状況は、北側・東側・西側は農地、南側は市道となっています。

資金計画は、全額借入金で対応するとのことで、融資証明書により確認済みです。

排水計画は、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理し、雨水排水は自然流下させる計画です。

被害防除は、盛土・造成を行いますが、法面を安定勾配にし、緩衝地を設け、周辺に影響が無いよう配慮するとのことです。

意見書は、土地改良区の管轄外となっています。

他法令については、農振除外について、現在縦覧期間中であり、今月25日付けで除外決定公告予定となっています。

申請地は第1種農地ではありますが、住宅の用に供するものであり、集落に接続して設置されるものであることから、農地法施行規則第33条第4号の不許可の例外に該当し立地基準を満たしており、一般基準も満たしていることが書面等より確認できることから、許可相当に該当するものと考えます。

現地調査は、3月1日、飯野会長と事務局で実施しています。

つづきまして「8番」は大森地域局管内からのものです。農地区分についてですが、申請地は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地のため、第1種農地と判断します。

事業概要ですが、譲受人は土木建築業を営む株式会社ではありますが、この度、国からの補助金等を利用し廃コンクリート再利用処理施設の建設を計画していますが、コンクリートを砕いて製品化するため、騒音が予想されます。このため、土地の選定にあたっては、民家から遠く、県道や市道に近接していることを条件とし、農地以外の土地や第3種農地を探しました。しかし周辺に目的に適う土地が無かったため、やむなく選定したものです。

土地概要ですが、申請地は、横手市役所大森庁舎から北に約2.8kmに位置しており、地目は現況、登記とも田となっています。隣接地の状況は、北側・南側は農地、西側は水路を挟んで農地、東側は県道となっています。

資金計画は、自己資金と借入金及び国からの補助金で対応するとのことで、残高証明書、融資証明書及び補助金内示書により確認済みです。

排水計画は、汚水・生活雑排水は発生せず、雨水排水は自然流下させる計画です。

被害防除は、盛土・造成を行います。法面を安定勾配にし、緩衝地を設け、周辺に影響が無いよう配慮するとのことです。

意見書は、土地改良区の管轄外となっています。

他法令については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、秋田県より産業廃棄物処理施設設置許可を受けています。また、都市計画法に基づく開発行為について、横手市と協議済みです。さらに、建築基準法に基づく許可申請書が横手市に提出済みとなっています。

申請地は第1種農地ではありますが、申請に係る事業目的がコンクリートの破碎処理であり騒音を伴うことが予想されることから、市街地の居住性を悪化させるおそれのある施設に該当し、申請に係る農地を市街地に設置することが困難又は不適当な施設の用に供するものであることから、農地法施行規則第34条第3号の不許可の例外に該当し立地基準を満たしており、一般基準も満たしていることが書面等より確認できることから、許可相当に該当するものと考えます。

現地調査は、3月1日、佐藤仁委員と事務局で実施しています。

「9番」は十文字地域局管内からのものです。農地区分についてですが、申請地は、都市計画法に定める用途地域内にある農地のため、第3種農地と判断します。用途地域の種別としては第一種住居地域となっています。

事業概要ですが、譲受人は不動産業を営む株式会社ですが、住宅需要の高い申請地を宅地分譲（3区画）とするものです。

土地概要ですが、申請地は、横手市役所十文字庁舎から北東に約 770 mに位置しており、地目は現況・登記とも田となっています。隣接地の状況は、北側は市道、東側は水路を介して市道、西側は宅地、南側は第三者に堆雪場として売渡予定の農地となっています。

資金計画は、全額自己資金で対応するとのことで、残高証明書により確認しております。

排水計画は、汚水・生活雑排水は発生せず、雨水排水は自然流下させる計画です。

被害防除は、盛土・造成を行いますが、緩衝地を設けることにより、周辺に影響が無いよう配慮するとのことです。

意見書は、秋田県雄物川筋土地改良区より同意する旨の意見書が出されています。

他法令について、横手市うるおいのあるまちづくり推進要綱に基づく開発行為について、横手市と協議済みであります。

申請地は第 3 種農地であることから立地基準を満たし、一般基準も満たしていることが書面等より確認できることから、許可相当に該当するものと考えます。

現地調査は、3 月 1 日、齊藤職務代理、伊藤亨委員と佐々木一誠推進委員と事務局で実施しています。

「10 番」も十文字地域局管内からのものです。農地区分についてですが、申請地は、都市計画法に定める用途地域内にある農地のため、第 3 種農地と判断します。用途地域の種別としては第一種住居地域となっています。

事業概要ですが、譲受人は申請地の南側隣接地にて金物店を営んでいます。建物屋根からの落雪堆雪場として申請地を求めるものです。

土地概要ですが、申請地は、横手市役所十文字庁舎から北東に約 760 mに位置しており、地目は現況・登記とも田となっています。隣接地の状況は、北側は第三者に宅地分譲地として売渡予定の農地、東側は水路を介して市道、西側は第三者の宅地、南側は譲受人が経営する会社の宅地となっています。

資金計画は、全額自己資金で対応するとのことで、残高証明書により確認しております。

排水計画は、汚水・生活雑排水は発生せず、雨水排水は自然流下させる計画です。

被害防除は、盛土・造成を行いますが、緩衝地を設けることにより、周辺に影響が無いよう配慮するとのことです。

意見書は、秋田県雄物川筋土地改良区より同意する旨の意見書が出されています。

他法令について、横手市うるおいのあるまちづくり推進要綱に基づく開発行為について、横手市と協議済みであります。

申請地は第 3 種農地であることから立地基準を満たし、一般基準も満たしていることが書面等より確認できることから、許可相当に該当するものと考えます。

現地調査は、3 月 1 日、齊藤職務代理、伊藤亨委員と佐々木一誠推進委員と事務局で実施しています。

24 ページになります。「11 番」も十文字地域局管内からのものです。農地区分についてですが、申請地は、おおむね 10 h a 以上の規模の一团の農地の区域内にある農地のため、第 1 種農地と判断します。

事業概要ですが、譲受人は自宅敷地が狭く、自家用車の駐車スペース、農機具駐機場、堆雪場の確保に苦慮しています。土地の選定にあたっては、自宅に近く、県道や市道に近接していることを条件とし、農地以外の土地や第 3 種農地を探しましたが、周辺に目的に適う土地が無かったため、やむなく選定したものです。

土地概要ですが、申請地は、十文字インターチェンジから西に約 6.5 k m に位置しており、地目は現況、登記とも田となっています。隣接地の状況は、北側・東側は農地、西側は譲受人の宅地、南側は水路を介して市道となっています。

資金計画は、全額自己資金で対応するとのことで、残高証明書により確認済みです。

排水計画は、汚水・生活雑排水は発生せず、雨水排水は自然流下させる計画です。

被害防除は、盛土・造成を行いますが、法面を安定勾配にし、緩衝地を設け、周辺に影響が無いよう配慮するとのことです。

意見書は、土地改良区の管轄外となっています。

他法令については、農振除外について、現在縦覧期間中であり、今月 25 日付けで除外決定公告予定となっています。

申請地は第 1 種農地であります。申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活に必要な施設で集落に接続して設置されるものであることから、農地法施行規則第 33 条第 4 号の不許可の例外に該当し立地基準を満たしており、一般基準も満たしていることが書面等より確認できることから、許可相当に該当するものと考えます。

現地調査は、3 月 1 日、佐藤真志子委員、高橋康弘委員と新山武推進委員と事務局で実施しています。

「12 番」は山内地域局管内からのものです。農地区分は、農用地区域内にある農地であることから農用地区域内農地と判断します。

事業概要は、借受人は、東日本の高速道路の工事・管理を営む株式会社であります。秋田自動車道の横手北上間の 4 車線化工事のため、資材置場が必要となり、工事現場周辺の農地以外の土地や第三種農地を探しましたが適地がなく、やむなく選定したものです。なお、本件は一時転用許可申請であります。

土地概要は、JR 黒沢駅から西に約 400m にある農地で、地目は登記、現況とも田となっております。隣接地の状況は、北側・東側・西側は農地、南側は農道となっております。

資金計画は、全額自己資金で対応するとのことで、財務諸表により確認しております。

排水計画は、汚水・生活雑排水は発生せず、雨水排水は自然流下させる計画です。

被害防除は、盛土・造成は行いませんが、鉄板を敷いて使用し、緩衝地を設けることにより、周辺に影響が無いよう配慮するとのことです。

意見書は、改良区の管轄外となっています。その他、特にありません。

| | |
|-----|---|
| 事務局 | <p>現地調査は、3月2日、高橋正也委員と事務局で実施しております。</p> <p>本案件は、農用区域内農地であります。申請に係る農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものであることから、農地法施行令第4条第1項第1号イの不許可の例外に該当し立地基準を満たしており、一般基準も満たしていることが書面等により確認できることから、許可相当に該当するものと考えます。説明は以上となります。よろしくご審議のほど、お願いします。</p> |
| 議長 | <p>事務局の説明が終わりました。これより現地調査をされました委員の皆様から、補足等ありましたらご説明をお願いします。</p> <p>(特になし)</p> |
| 議長 | <p>特にないようですので、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。</p> |
| 22番 | <p>「8番」の案件ですけれども、資金計画が自己資金と借入金及び国からの補助金という説明でしたが、その補助金の中身として、土地も対象となっているのでしょうか。また、補助金の割合が分かれば教えてください。</p> |
| 事務局 | <p>補助金は建屋を対象としております。割合については3分の2と聞いております。</p> |
| 議長 | <p>ほかにごございませんか。</p> |
| 4番 | <p>「1番」の案件について確認したいのですが、渡人の中の秋田市に住所がある方と、受人の方の会社の代表取締役は同一人物でしょうか。</p> |
| 事務局 | <p>同じ人でございます。</p> |
| 4番 | <p>申請地の中に道路として分筆をされている土地がありますが、残った土地は渡人の方の農地として残るのでしょうか。</p> |
| 事務局 | <p>そうです。渡人が農地として利用します。</p> |
| 4番 | <p>何度もすみません。ご自分の土地があるにも関わらず、向かいの農地を転用して事業を行うのですね。</p> |
| 事務局 | <p>そうです。特定建築条件付売買予定地の対象としては、議案書の図面に斜線で明示した箇所となります。</p> |
| 議長 | <p>ほかにごございませんか。</p> |

| | |
|-----|--|
| | (質問、意見等なし) |
| 議長 | ご質問がないようですので、お諮りいたします。「議案第 70 号」について、許可することに賛成の方は挙手願います。 |
| | (全員挙手) |
| 議長 | 全員賛成ですので、「議案第 70 号」については、許可することに決定いたします。 |
| | 日程 5、議案第 71 号「農用地利用集積計画審議について」を上程いたします。 |
| | はじめに「整理番号 152 番」は、議席番号 22 番 千葉肇委員の関連案件となっておりますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いいたします。 |
| | (議席番号 22 番 千葉肇委員 一時退席) |
| 議長 | それでは「整理番号 152 番」について、事務局の説明を求めます。 |
| 事務局 | それではご説明いたします。議案書 28 ページになります。最初に所有権移転になります。 「整理番号 152 番」につきましては、秋田県農業公社から農家が買入れるものです。 本農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する要件に該当するものと判断します。以上でございます。 |
| 議長 | 事務局の説明が終わりました。この件に関しまして皆様からご質問をお受けいたします。ご質問等ございますか。 |
| | (質問、意見等なし) |
| 議長 | ご質問がないようですのでお諮りします。「整理番号 152 番」について、承認することに賛成の方は挙手願います。 |
| | (全員挙手) |
| 議長 | 全員賛成ですので、「整理番号 152 番」については承認することにいたします。 退席されました委員の入場を認めます。 |
| | (議席番号 22 番 千葉肇委員 着席) |
| 議長 | 次に「整理番号 188 番」から「整理番号 192 番」は、議席番号 2 番 木 |

村由美子委員の関連案件となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いいたします。

(議席番号2番 木村由美子委員 一時退席)

議長

それでは「整理番号188番」から「整理番号192番」について、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書32ページになります。利用権設定になります。

「整理番号188番」から議案書33ページの「整理番号192番」の5件につきましては、利用権の新規設定となっております。

本農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件に該当するものと判断します。以上でございます。

議長

事務局の説明が終わりました。この件に関しまして皆様からご質問をお受けいたします。ご質問等ございますか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですのでお諮りします。「整理番号188番」から「整理番号192番」について、承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、「整理番号188番」から「整理番号192番」については承認することにいたします。

退席されました委員の入場を認めます。

(議席番号2番 木村由美子委員 着席)

議長

次に「整理番号194番」から「整理番号195番」は、議席番号8番 丹波賢太郎委員の関連案件となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いいたします。

(議席番号8番 丹波賢太郎委員 一時退席)

議長

それでは「整理番号194番」から「整理番号195番」について、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書33ページになります。利用権設定になります。

「整理番号194番」から「整理番号195番」の2件につきましては、利用権の再設定となっております。

本農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件に該当するものと判断します。以上でございます。

議長

事務局の説明が終わりました。この件に関しまして皆様からご質問をお受けいたします。ご質問等ございますか。
(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですのでお諮りします。「整理番号 194 番」から「整理番号 195 番」について、承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、「整理番号 194 番」から「整理番号 195 番」については承認することにいたします。
退席されました委員の入場を認めます。

(議席番号 8 番 丹波賢太郎委員 着席)

議長

次に、議事参与案件を除く「整理番号 146 番」から「整理番号 278 番」について、事務局の説明を求めます。

事務局

それではご説明いたします。議案書 28 ページになります。最初に所有権移転になります。「整理番号 146 番」から「整理番号 150 番」の 5 件につきましては、秋田県農業公社が買い入れるもので、令和 4 年 4 月総会以降に農家に売り渡す予定となっております。

続きまして、「整理番号 151 番」から「整理番号 154 番」までの議事参与案件を除く 3 件につきましては、秋田県農業公社から農家が買い入れるものです。

次に利用権設定です。議案書 29 ページになります。「整理番号 155 番」から議案書 36 ページの「221 番」までの議事参与案件を除く 60 件につきましては、内訳といたしまして、新規設定が 24 件、再設定が 36 件となっております。

議案書 36 ページの「整理番号 222 番」から議案書 42 ページの「278 番」までの 57 件につきましては、農地中間管理事業により農地中間管理機構秋田県農業公社が利用権設定により農地中間管理権を取得し、3 月 16 日付で農用地利用集積計画公告により農家に貸し付ける予定となっております。

相続人代表による設定については、それぞれ必要な人数の同意を得ていることを確認しております。

本農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する要件に該当するものと判断します。

それから補足となりますが、35 ページの「整理番号 211 番・212 番」の借入者ですが、この方は農業研修を終えた新規就農者でございます。

以上でございます。

議長

事務局の説明が終わりました。この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りいたします。議事参与案件を除く「整理番号 146 番」から「整理番号 278 番」について、承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議事参与案件を除く「整理番号 146 番」から「整理番号 278 番」については、承認することにいたします。

以上をもって、「議案第 71 号」については、「異議ないものと認める。」との意見を付して、横手市長に進達することに決定いたします。

日程 6、議案第 72 号「贈与税・不動産取得税の徴収猶予に関する適格者証明願いに対する意見決定ついて」を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、ご説明いたします。議案書 44 ページになります。証明申請は、1 件です。

本件は、農地の生前一括贈与を受け、贈与税・不動産取得税の徴収猶予を受けている者が、農業者年金特例付加年金の支給を受けるため令和 4 年 2 月総会において、後継者へ使用貸借による権利の設定をして経営継承したことに伴い、引き続き納税猶予の特例を受けるため、譲受後継者が納税猶予の適格者であることの証明を農業委員会より受ける必要があるため、証明願いがあったものです。

調査書並びに農業委員からの意見書により適当であることを確認しておりますので、納税猶予の特例を受けるための要件を満たしていると判断されます。以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りします。「議案第 72 号」について、承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、「議案第 72 号」については相続税・不動産取得税の徴収猶予の適格者であることを承認することに決定いたします。

議長

日程 7、報告第 13 号「農地の転用事実に関する調査結果について」を上程します。

| | |
|-----|--|
| 事務局 | <p>事務局の報告を求めます。</p> <p>それではご報告いたします。議案書 45 ページをご覧ください。報告件数は 1 件です。照会地は、十文字インターチェンジから南西に約 6.3 km に位置しています。隣接地の状況は、北側は水路を介して農地、西側・南側は農地、東側は市道となっています。</p> <p>土地状況は、照会地は昭和 41 年 12 月 21 日付けで農地法第 5 条の許可を受けた土地で、目的どおりに完成したものです。現在も住宅敷地として使用されており、非農地と判断しました。</p> <p>現地調査は、2 月 17 日、佐藤真志子委員、高橋康弘委員、新山武推進委員と事務局で実施しています。</p> <p>調査結果は、2 月 22 日付けで記載のとおり報告しています。報告は以上となります。</p> |
| 議長 | <p>事務局の報告が終わりました。これより、現地調査をされました委員から、補足等ありましたらご説明をお願いします。</p> <p>(特になし)</p> |
| 議長 | <p>特にないようですので、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。</p> <p>(質問、意見等なし)</p> |
| 議長 | <p>ご質問がないようですので、「報告第 13 号」の報告を終わります。以上をもちまして、第 13 回総会を閉会します。</p> <p>ご協力ありがとうございました。</p> <p>(11 時 5 分) 閉会</p> |

上記会議の顛末を記録し、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

横手市農業委員会

令和4年3月15日

議 長 飯野 正和

署名委員 齋藤 龍平

署名委員 菅原 一太郎
